

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年3月18日 開会

令和4年3月18日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年3月18日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二
13番 齊 藤 学	14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳
16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆
19番 松 永 孝 男		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐野 三 男
5番 佐野 均	6番 村 松 慎 一	7番 土 井 一 彦
8番 加 藤 文 男	9番 望 月 義 雄	10番 有 賀 文 彦
11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強	13番 近 藤 雅 隆

欠席委員

4番 遠 藤 光 浩

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

今期、最後の農業委員会総会ということになります。先ほど事務局のほうから、午後2時半から市長より感謝状の贈呈式が予定されております。今日は、農地利用最適化推進会議は、時間上の都合で事務局からの説明とさせていただき、質疑等があれば伺うこととし、休憩なしで進めさせていただきます。

また、会議終了後に、退任される委員から挨拶をいただく時間を取りたいと思いますので、よろしく一言お願いします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、「農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況」を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました令和4年2月10日から令和4年3月17日までの農地法の規定による申請（届出）について、取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、小泉■■■■、畑13平方メートル、全体計画面積358平方メートルにつきまして、平成4年2月18日に資材置場を目的とした農地法第5条届出が受理されましたが、令和4年3月16日、都合により取消願が提出されました。なお、再度5条が提出されておまして、受理されております。

報告は、以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、11番 村松義正委員、13番 齋藤 学委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、11番 村松義正委員、13番 齋藤 学委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第14号から議第22号です。

初めに、報第14号から報第20号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和4年1月21日から令和4年2月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから8ページを御覧ください。

報第14号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があつたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が18件提出されました。

続きまして、議案の9ページを御覧ください。

報第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の10ページから12ページを御覧ください。

報第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8件の届出が受理されました。

続きまして、議案の13ページを御覧ください。

報第17号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする、転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、駐車場3台から倉庫・事務所・危険物倉庫への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の14ページから16ページを御覧ください。

報第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、10件の届出を受理しました。

続きまして、議案の17ページを御覧ください。

報第19号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の19ページを御覧ください。

報第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の通知を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第14号から報第20号まで報告済みとします。

議第17号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の20ページを御覧ください。

議第17号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規

定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は山宮で、株式会社富士山ポーターリーGPセンターの東に位置する農地です。受人、富士市中野の■■■■さんと渡人、山宮の■■■■との賃貸借契約で、ブルーベリーを栽培する計画です。申請地は、先月、本件受人が申請し、別段面積及び区域の指定を受けた農地となり、受人の耕作面積は3,000平米を下回っておりますが、1アール以上で下限面積要件を満たすこととなります。受人は、新規就農者で当該地にてブルーベリーを栽培し、栽培等がうまくいけば、今後の規模拡大も検討しております。受人は現在32歳、耕作面積は許可後917平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は山宮で、篠坂交差点の西に位置する農地です。受人、元城町の■■■■さんと、渡人、淀師の■■■■さんとの売買契約で、たけのこを栽培する計画です。受人は申請地の隣地の竹林を所有しており、申請地を経由して自作地に入ることがあり、自身も高齢であることから、今後の自作地の利用に際し問題とならないよう、渡人へ所有権移転を要望し、売買するに至りました。受人は現在84歳、耕作面積は許可後1万1,911.4平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は下条で、下之坊の南に位置する農地です。受人、下条の■■■■さんと渡人、静岡市清水区横砂東町の■■■■さんとの贈与契約で、果樹を栽培する計画です。受人と渡人は兄弟関係であり、姉である渡人が遠方におり、管理することができないことから、市内在住の受人に要望し、贈与することとなりました。受人は現在68歳、耕作面積は許可後3,756平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第3項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち第1項について、担当委員の調査報告をお願いします。

5番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第1項について報告します。

3月10日、午前9時30分に申請者本人、事務局職員3名、農業委員にて現地に集合し、調査いたしました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第17号は、原案のとおり採決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第17号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第18号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

農地法第3条第2項第5号に規定された別段の面積について、別段の面積及び区域の指定申請が次のとおりあったので審議を求めます。

本市では、農地法第3条許可申請に関する下限面積要件を市内全域3,000平米としているところですが、遊休農地を利用して新規就農をする場合に下限面積を1アールに緩和する制度を昨年4月から開始しております。

1項から説明をさせていただきます。

第1項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は淀師で、県立富士宮西高等学校の南西に位置する農地です。申請者は光町の■■■■さんです。申請農地の合計面積は、521平米で白地になります。申請地及び周辺農地は、草木が繁茂しないよう管理はされておりますが、不耕作地となっており、一団の農地についても遊休農地が一定程度以上ある農地になります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は内野で法蔵院の北に位置する農地です。申請者は内野の■■■■さんです。申請農地の合計面積は、705平米で白地になります。申請地は、申請人が既に地主と口約束で1年前から若干耕作をしておりますが、地主は遠方におり、申請人が耕作する前は不耕作となっていたようです。また、一団の農地については、遊休農地が一定以上ある農地となります。

以上のことから、本市の定める農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積取扱基準に合致しており、別段の面積及び区域の指定について問題ないと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

14番 石川嘉章委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告いたします。

令和4年3月15日、午後2時頃、私と石川邦彦委員、佐野三男推進委員、事務局1名にて申請地で現地調査を行いました。申請地は、現在、草木を刈っておりますが、現に耕作されておらず遊休地となっております。また、周辺農地についても遊休農地が10%以上あるため、別段面積及び区域指定について基準どおりであり問題ありません。申請書どおり問題ありませんので審議のほどよろしくをお願いします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第2項の調査について報告をいたします。

3月15日、午後3時、事務局1名、有賀推進委員、私、3名で現地を調査をいたしました。申請地は、申請者が経営する会社の所有する宅地の隣地となって、現在地の地主が埼玉におります。耕作されていない状況であったところ、申請者が口約束で借り受け、一部耕作をしており、再生可能な遊休地となっております。周囲についても、一定以上の遊休農地があり、別段面積及び区域指定について基準どおりであり問題ありませんので御審議のほどよろしくお願ひいたします。

す。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第18号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第19号 転用目的・事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の22ページを御覧ください。

議第19号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真6ページを御覧ください。

西山■■■■、畑ほか4筆、計2,794平方メートルにつきまして、令和元年6月10日に富士市の■■■■さんが土砂埋立てによる農地改良を目的とする農地法第5条の一時転用許可を受けましたが、諸事情により、当初計画での事業完了が困難となったため、一時転用期間の延長及び区域の拡大をしようとするものです。

航空写真の白い破線部分が当初の計画区域、黒い破線が拡張する区域です。白い実線で囲った筆は、今回工期を延長しようとする当初の申請地、黒い実線で囲った筆は、区域拡張に伴い追加される農地で、この後の議第20号第7項にて御審議いただきます。

当初の工事期間は、令和元年7月から令和4年6月までの3年間で予定しておりましたが、コロナ禍での作業抑制や熱海市での土砂災害の影響により、事業計画の安全性や作業工程の見直しが必要となり、工期が大幅に遅延しました。今般安全面への配慮から、安定した平場を拡張するとともに、のり面の勾配を緩やかにするため、事業区域を拡大することとなり、同時に工期を1年間延長したく、申請に及びました。

申請地は、西富士工場用地の西に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。全体計画面積は、1万5,001.91平方メートル、転用期間は令和5年3月31日までです。計画地内西側に沈砂池を設け、雨水排水については浸透後、地中に設置した有孔管から区域外へ排出する計画で、土砂埋立て後は整地し、耕作土を入れ、農地へ復元した後、栗などの果樹を栽培する計画となっております。資金は土砂受入れの対価により賄う計画で、許可後、安全面に配慮しながら工事を実施します。なお、本件については、富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に規定する許可を要するため、担当部局に許可見込みであることを確認しております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

3月11日、申請人、申請代理人の行政書士、事務局職員2名と現地で会い調査を行いました。事業計画の変更理由等につきましては、事務局説明のとおりであります。計画の変更により、面積の拡張、新たに約2万立米の土砂を埋め立てる予定となりましたが、市の管理課とも協議をしており、指導を仰ぎながら進めているようです。造成した土地につきましては、農地を含め、全て栗等を植栽するとのことでありました。計画の実現性、資金調達計画についても問題ないと思われれます。また、この事業計画変更につきまして、地元への説明も済みであり、同意も得ているとのことでありました。現状を見まして、最終的に耕作土を入れること、搬入に際してダンプ等の道路利用に対して安全面に配慮するようお願いいたしました。申請書のとおり問題ないと思われれますので、御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

議長

ちょっといいですか。今の件ですが、これ面積が約倍ですね。それで、この間の県の条例が通りました、二、三日前に。この県条例と市の条例との整合性はどうなっているのか、まずそれをお伺いします。

事務局 大瀧主事

県の条例については、皆さん多分御理解いただいているとおり、今、可決されまして進んでいるところではあると思うんですが、実際の施行については、まだ7月以降というふうに聞いています。なので、現時点で行われる盛土に関しては、まだ当面というか、もともとの市の条例に基づく許可を得ながら進めていくことになっております。

今回の件については、当初の計画とプラス拡張になる部分と工期の延長を含めて、全体の計画で改めて許可を申請して、現在、市の条例上の許可を得ているので、問題ないかと思われれます。

以上です。

議長

所管課が主に管理課になるとは思いますけど、今度熱海の関係で大分厳しくなりますもんで、わざわざ所管課のほうも結構現地へ行って指導になるとは思いますけど、これだけの面積を、2万立米って言いましたか、埋めるのは。

事務局 大瀧主事

現時点で工期としては半分ぐらいはもう済みでありまして、今後、残りの半分を入れていくような形になります。1工期目については、点検と完了という形で管理課のほうでの完了確認も済みでありまして。なので、2工期目に向けて調整しながら、また完了後にはちゃんと点検をして、こういうことなら大丈夫というところで、最後完了を報告するところで聞いています。

以上です。

議長

ここの現地、私、分からないですが、斜面、どんな勾配ですかね、勾配は。

事務局 大瀧主事

もともと本当に谷のような状態で、10メートル、20メートル以上の高低差があるような、崖になっているようなところに、土を入れて段差を段々に造りながら、最終的には道路と同じ、高い道路と一緒にするような。

議長

犬走りじゃなくて、徐々に。

事務局 大瀧主事

いえ、犬走りを造ります。

議長

大体分かりますけど、ぜひ、農業委員会のほうも担当地区の委員の皆さんも、ぜひ現地を時たま見てもらいたいと思います。

ほかにはございませんか。

6番 佐野 正委員

すみません。事務局の方に、ちょっと余計なことかもしれないですけど、これ多分、私の知り合いがこのすぐ近くなんですよ、住んでいるところが。それで、非常に夜中にダンプが来たり、朝早くからダンプが来たり、早いというのは早いんですよ。3時とか4時とか。そんな感じで来て、ダンプカー、ダンプアップすると中にある石とかそういうものがダーッと音がするもので、非常にうるさいと。これは、現場へとその埋立ての土を持っていく、持ち込むという時間とかそういうのは決まっていますか。

事務局 大瀧主事

現場で管理者の方から説明を受けた内容だと、こちらが小学校の通学路になっている関係もあって、通学の時間帯は避けて作業をされていると思いますが事業者を確認します。

議長

ぜひ、管理課のほうに伝えてください。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、先ほど委員さんのおっしゃった3時というのは、もう常識外の時間ですので、その辺については管理課のほうで、確か時間的な規制はないんですけど、あまりにも非常識な時間帯の運搬については管理課のほうでも指導をしているということですので、共にうちも含めた中でその時間帯については再度確認をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

9番 佐野公洋委員

自分も地元で、時々そのダンプが朝8時頃から、道路のほうに縦列して駐車しているような状況を見たので、今回の調査の中でその辺そういうことがないように、通学路にもなっておりますし、安全面には注意するようというようお願いはしておきました。

以上です。

議長

ほかにはございませんか。

農地利用最適化推進委員 13番 近藤雅隆委員

この案件というか、非常にみんなシビアになっているんですね。この埋土の関係というのと、やっぱり自分たちのところにも結構あるものですから、特に先ほど言われた朝早く、それから夜中とか、そういうことがあるものですから、農業委員会、ここでもそうですけれど、農政のほう

ですか、あそこもやっぱりしっかり注意して見てもらえればなと希望します。

以上です。

事務局 望月次長兼振興係長

ありがとうございます。この案件につきましては、通常の農業委員会で処理している農地改良とは別に管理課のほうの所管の盛土条例に引っかけて、その許可という中でやっておりますので、管理課も含めた中で農地法につきましては許可を取ってやっているということでもありますので、指導のほうはしっかりと目を今後、パトロールも今、市でやっておりますので、パトロールの中でも常時見ていくようにしたいと思います。

議長

ついでですが、県のほうで全市町村対象にこういう盛土等について調査したということで報告が、新聞を見ましたけど、富士宮市で農地法で該当するようなところは、また、管理課で該当するようなところは聞いていますか、何か所か。もし分かれば分かる範囲内で。違法性があるとか含めて。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません。会長言われたように、県の調査におけるパトロール先ということで、この案件も当然入っております、このほかにも数件入っております。ちょっと今この場に資料はありませんけれども、当然、開拓区域の農地改良についても数件入っておりますので、県のパトロール、それから県と一緒に指導する対象区域、対象地域としては含まれております。

議長

分かりましたら、また終わるまでによろしくお願いします。

ほかにはございませんか。

[挙手なし]

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第19号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の23ページを御覧ください。

議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は大中里■■■■、畑2，298平方メートルで、大中里の■■■■が売買により権利取得し、駐車場31台に転用しようとするものです。申請人は運送業を営む法人で、大型トラック等十数台を有しておりますが、既設の駐車場は本社から離れた場所にあるため利便性が悪く、

また従業員用駐車場は本社敷地内にあり安全性が低いため、今般、本社の道向かいに位置する本申請地を運搬用大型車両及び従業員用駐車場として利用したく申請に及びました。一部既に駐車場として利用している部分がありますが、こちらは追認案件として、今回許可を受ける転用目的にのみ利用する旨について書面にて確認しております。申請地はフィルムパークグラウンドの南約100メートルに位置し、特定の街区に占める宅地等の割合が40%以上である第3種農地に該当します。周囲は東と西を道路、北を宅地、南を農地に接しますが、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われます。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は外神■■■■、畑295平方メートルで、万野原新田の■■■■さんが贈与により権利取得し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は現在借家に住んでおりますが、家族が増え手狭となり、住宅建築を検討したところ、本家の土地を取得できることとなったため申請に及んだとのことです。申請地はリーチェル幼稚園の北西約400メートルに位置し、農用地から除外された市街化近傍の区域にある第2種農地に該当します。周囲は北を道路、東を水路、西と南を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われます。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。また、本申請地は、外神畑総土地改良区の受益地ですが、支障なしとの意見書が出ています。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地は青木■■■■、畑ほか1筆、計299平方メートルで、富士見ヶ丘の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は現在借家に住んでおりますが、家族が増え手狭となり、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのことです。申請地は妙善寺の東約500メートルに位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北と東を道路、西と南を農地に接しますが、本家の所有地であり境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われます。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第4項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は杉田■■■■の内、畑ほか2筆、計892平方メートルで、東京都千代田区の■■■■が賃貸借により権利設定し、鉄塔工事用地に一時転用しようとするものです。申請人は電気事業を営む法人で、今般、航空写真南側の送電用鉄塔の建て替え工事に伴い、資器材搬入用のモノレール基地及び作業用スペースとして本申請地を利用したく申請に及びました。申請地は、ホンダカーズ富士中央の道向かいに位置する農用地区域内の農地で、いわゆる青地に該当し、原則許可はできませんが、不許可の例外に当たる一時的な利用として工場用地への利用後は農地へ復元することを前提とした許可となります。転用期間は、令和5年4月6日までを予定しており、利用に当たっては、農地保護のため鉄板を敷き、工事終了後は鉄板を除去し、耕うん機で土を起こし、農地へ復元する計画です。地域住民や自治会への事前説明は済んでおり、工事期間中は道路や歩道との境界に警備員を配置し、安全面に配慮しながら作業を行います。資金は自己資金で確

保されており、令和4年6月に着工する計画となっております。

続きまして、第5項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は村山■■■■、畑217平方メートルで、村山の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は現在本家に住んでおりますが、家族が増え手狭となり、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのことです。申請地は市立富士根北中学校の南西約800メートルに位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は西と東を道路、北を宅地、南を農地に接しますが、本家の所有地であり境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われまます。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第6項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■、畑ほか1筆、計829平方メートルで、浜松市の■■■■が売買により権利取得し、資材置場に転用しようとするものです。申請人は、太陽光発電設備の設置管理を行う法人で、富士・富士宮エリアにおける管理地の増加に伴い、資材や運搬車両などの置き場所が必要となったため用地を探していたところ、国道からの乗り入れが容易で利便性がよく、管理地が複数存在する山宮地区にある本申請地を取得できることとなったため申請に及びました。申請地は県立ソフトボール場の南に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北と西を道路、南を雑種地、東を農地に接しますが、境界にはフェンス等で見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われまます。申請地内には、運搬用車両2台、通勤用車両3台の駐車スペース及び防草シートや採石等の資材を置く計画で、転用面積は過大ではなく、他に代替できる土地もないため問題ないと判断しました。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第7項及び航空写真は戻りまして6ページを御覧ください。

こちらは、先ほど計画変更申請にて審議され承認された案件の追加区域分になります。航空写真の黒い点線が拡張となる区域であり、黒い実線が本申請地になります。

申請地は西山■■■■の内、畑ほか1筆、計1,697平方メートルで、富士市の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、土砂埋立てによる農地改良を行うため、一時転用しようとするものです。全体計画面積は1万5,001.91平方メートル、転用期間は令和5年3月31日までです。詳細については、先ほど御説明したとおりですので割愛させていただきます。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、4項について、担当委員の調査報告をお願いします。

16番 杉浦徳子委員

ただいま審議中の第4項の調査について報告いたします。

3月14日、午後1時30分、現地にて■■■■様、千頭和委員、事務局の大瀧さんと一緒に調査いたしました。一時転用として鉄塔建て替えについて資材運搬のモノレールなどの基地とするそうです。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第20号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第21号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の25ページ・26ページを御覧ください。

議第21号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■、畑1, 599平方メートルほか2筆、計2, 992平方メートルで、奇石博物館の東に位置する農地です。申請者の先代が傾斜のきつい箇所があり、周辺も山林化し日陰になってしまったことから、耕作が困難なため、昭和30年4月頃にスギ・ヒノキを植林し、現在に至ったものです。10年以上前から山林化していることが確認でき、農地に復元は不可能で、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第2項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は上条■■■■、畑284平方メートルで、千居大橋の南に位置する農地です。申請者の祖父が明治の頃から上条に本籍を置き居住しており、その住居が昭和32年の台風で倒壊し翌年住宅を再建、その宅を建て替えをして現在に至っております。都市計画法上は、既存宅地であり、問題なく非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第3項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は下稲子■■■■、畑380平方メートルで、稲子駅の西に位置する農地です。平成15年5月1日、住宅新築の際、進入路が狭かったため申請地を住宅敷地として一体利用してしまい、現在に至っております。旧芝川町で、都市計画法上は線引前宅地であり、問題なく、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

続きまして、第4項及び航空写真16ページを御覧ください。

申請地は内房■■■■、畑115平方メートルで、内房小学校の西に位置する農地です。昭和49年頃に建築され、農業をしていた先代が農業用の作業場、物置倉庫、農機具車庫などの農業用施設として利用し、現在に至っているものです。旧芝川町で、都市計画法上は線引前宅地であり、問題なく、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

19番 松永孝男委員

ただいま審議中の第1項について調査報告をいたします。

3月10日の10時から申請人の■■■■さん、申請代理人の行政書士、それから事務局が3名、それと農業委員の赤池さんと私で現地を調査いたしました。現地には、もう四、五十センチぐらいのスギ、ヒノキがずっと植わっておりまして、もう五、六十年前からずっと森林だったというような状態で、周りも同じような森林で、どこが畑だったのかはもう区別がつかないような状態でした。申請書のとおり問題ございませんのでよろしく御審議をお願いします。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

3月16日、午前10時、上条の現地で申請本人、■■■■さん、申請代理人の行政書士2名、土井委員、事務局2名と私が説明を聞きました。申請のとおり問題はありませんでしたので、御審議のほどよろしくをお願いします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第3項及び第4項の調査結果について報告します。

両案件とも3月11日、申請人、鈴木推進委員、事務局職員2名と現地で会い調査を行いました。まず、第3項ですが、約20年前、住宅を建てた際、申請地の一部を進入路として利用し、その後住宅敷地として一体利用していることをその現場を見て確認いたしました。第4項ですが、申請人の父が昭和49年頃、農業用倉庫、納屋を建築し、申請地の一部には庭木等が植えてあり、宅地として長年利用されている状況を確認いたしました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第21号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第22号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、利用集積計画について説明いたします。

議案の27ページを御覧ください。

議第22号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年2月22日付富農第1321号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明させていただきます。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数8人、利用権を設定する者の数11人、利用権を設定する農用地の面積は計2万6,557.08平方メートルです。所有権を受ける者の数2人、所有権を移転する者の数2人、所有権が移転する農用地の面積計2万6,597平方メートルです。

1枚めくって、4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について、第1項から第11項まで全て中間管理事業になります。

それでは、第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

第1項申請地は山宮で、山宮スポーツ公園の南西に位置する農地です。静岡市駿河区の■■■■への使用貸借権設定で、花木の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は4万5,095.26平方メートルになります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

第2項申請地は半野で、大倉川農地防災ダムの南東に位置する農地です。原の■■■■への使用貸借権設定で、水稲の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は7万8,964平方メートルになります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

第3項申請地は北山で、北山2区コミュニティ広場の東に位置する農地です。万野原新田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、9年1か月新規になります。移転後経営面積は5万4,615.57平方メートルになります。

続きまして、第4項、第5項及び第6項は、同一借主の案件になりますので、一括して説明します。第4項から第6項及び別冊航空写真は20ページを御覧ください。

第4項、第5項及び第6項の申請地は下条で、日吉神社の南に位置する農地です。下条の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稲の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は3万8,717.36平方メートルになります。

続きまして、第7項及び第8項は、同一借主の案件になりますので、一括して説明いたします。別冊航空写真21ページ及び22ページを御覧ください。

第7項申請地は下条で、妙蓮寺の北に位置する農地で、水稲の栽培、5年新規になります。第8項は精進川で、精進川浅間神社の南に位置する農地で、水稲の栽培、10年新規になります。猫沢の■■■■への使用貸借権設定で、移転後経営面積は17万9,515平方メートルになります。

続きまして、第9項及び別冊航空写真23ページを御覧ください。

第9項申請地は大鹿窪で、市立柚野公民館の東に位置する農地です。下条の■■■■への使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は1万5,458平方メートルになります。

続きまして、第10項及び別冊航空写真24ページを御覧ください。

第10項申請地は山宮で、ファミリーマート富士宮山宮店の南に位置する農地です。万野原新田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、花木の栽培、9年3か月になります。移転後経営面積は6万6,636.91平方メートルになります。

続きまして、第11項及び別冊航空写真25ページを御覧ください。

第11項申請地は山宮で、市立山宮小学校の南西に位置する農地です。山梨県南都留郡鳴沢村の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は1万2,542.84平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の案件について説明いたします。

第1項及び別冊航空写真26ページを御覧ください。

申請地は山本で、高原区公会堂の北西に位置する農地になります。借主は山本の■■■■さんで、茶を栽培する予定です。引渡しの時期は令和4年5月30日となっております。

第2項及び別冊航空写真27ページを御覧ください。

申請地は人穴で、人穴公民館の南西に位置する農地になります。先月に諮られましたあっせん申出に係る案件で、借主は■■■■となります。引渡しの時期は令和4年3月29日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

すみませんが、別冊の航空写真の18ページをちょっと開いてください。

先ほど事務局のほうで、この川の名前がちょっと間違っているようでございますけど、これ、大倉川ですから、よろしく申し上げます。

ほかには御意見ありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第22号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届出の受理状況(令和4年2月10日から令和4年3月17日)について説明します。

本日配付しました農地改良届出書についての受理状況、及び添付されている航空写真を御覧ください。

届出が2件、事業完了報告が1件ありました。

第1項、下条■■■■番地、畑753平方メートル、日吉神社の東に位置する農地です。水はけの悪い場所なので、土を入れ替え、水はけのよい農地に改良したいという計画です。工事期間は令和4年3月15日から令和4年4月15日までの予定で、令和4年3月3日、農地改良届出書が提出され、受理書を交付しました。しかし、その後、所有者から事情により、改良はせず、

現状のまま利用したいとの報告を受けております。

続きまして、第2項、麓■■■■番地、畑4、597平方メートルの内2,000平方メートル、ふもとつばらの東に位置する農地になります。土手が崩れて土が流出しないように、農地の整備及び石積みを行い補強するという計画です。工事期間は、受理日から令和4年6月30日までの予定です。令和4年3月3日、農地改良届出書が提出され、受理書を交付しました。土を搬入する敷地面積は500平方メートルを超えていますが、搬入する部分はその一部であり、搬入する土の量も少なく、管理課は適用除外で届出は必要ありませんが、何かあった際には管理課と連携して対応する予定であります。

続きまして、第3項、万野原新田■■■■、畑1、563平方メートルのうち440平方メートルで、こちらは市街化区域内の農地になります。工事期間は、令和4年2月7日から令和4年2月28日までの予定で道路の高さに合わせるため、かさ上げを目的に令和4年1月31日、農地改良届出が提出され、受理書を交付しました。令和4年2月17日、事業完了報告書が提出されました。内容等確認したところ、特に問題はありませんでした。

報告は以上であります。

議長

事務局からの報告がありましたが、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、任期最後の令和4年3月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時2分終

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
11 番

会議録署名人
13 番